

## 日・米清算圏抗争と「ハル・ノート」

判 澤 純 太 \*

(平成15年10月31日 受理)

### The Japan - U.S. Currency war and "Hull note"

Junta HANZAWA\*

When Britain and Iraq ceased the battle in May in 1941, and even when Britain and Soviet Russia cooperatively invaded Iran in August, Japan kept queer science. Britain and the United States suspected that Japan wasn't serious enough to deal with the alliance among Germany and Italy.

Japan, instead, showed her strong interests to form an economic treaty with French IndoChina in 6th in May, and a trade treaty with Soviet Russia in 11th in June.

The Anglo-Russo military treaty was formed in 12th in July, and Anglo-American-Russo Lend Lease Pact was effectuated from 1st in October. Those two treaties strengthened America's helping hand to Soviet Russia, but on the other hand, more and more weakened the security defense of the British territory in southeast Asia.

In that situation, in order to defend the British territory in southeast Asia, the United States was anxious to occupy Dutch IndoChina, but there was no "cause" for doing that.

By the "Hull note" in 26th in December, the United States intended to stop the realization of the "Japan-Chino-French IndoChina currency regime" that would threaten British Malay, and Dutch IndoChina.

**Key wards: The southeast Asian currency spheres and Hull note**

#### 1. 松岡「南方政策」とチャーチル「大戦略」

一九四一年五月六日の日・仏印経済協定と翌六月一日の日・ソ通商協定は、第二次近衛内閣での松岡洋右外相の「南方政策」の圧巻であったが、そのシナリオの全貌は日本国民一般には即座に見分け難かった。しかし、五月三十一日の英・イラク間のバクダッド休戦

\*国際関係論 教授

協定や、六月二二日の独ソ決裂後八月二八日、イランと、英・ソ合同軍の間で取り交された停戦協定にすらも、「東京」が奇妙な沈黙した状態で居続けていた姿を、英米は驚愕、不信の目で見守り続けた。なぜなら、世界を震撼させた松岡外交の三国同盟（40. 9. 27）参加の戦略方針は、本質的なドイツとの「共存」関係にはないのではないかと英米には思われたからであった。年一千万トンの石油を産出するイランを英ソ両国が共同で占領しても、日本がそれに特に関心を表さなかったことに英米は戸惑い、極めて胡散臭く思った。それでは、日本の本当の関心とは、一体何だったのだろうか。

後継たる第三次近衛内閣の豊田貞次郎外交も含めて、日本外交にとっての三国同盟の目標は、一九四〇年一月三〇日に締結した日満華共同宣言を基礎として、その上に前二協定を形成する「南方政策」にこそあったといえる。しかし、松岡洋右が準拠した四〇年八月一日第二次近衛基本国策要綱三、（3）、イ、は、「大東亜」圏を日、満、中「経済圏」に設定し、「南方」については解釈を確定していなかった。三八年九月二七日五相会議案<sup>(1)</sup>（二一日、陸海軍首脳部会議承認）は、「大東亜」圏の概念について「陸海軍の占拠地域」なる制限を撤廃しており、また、一九四〇年七月四日、陸軍の対南方武力行使を「含む」「南進」構想が海軍側に示されていた。海軍は「北守南進」の趣旨に同感し、「大体の『ライン』ヲ容認」していた<sup>(2)</sup>。松岡洋右の「南方政策」の行く末は、一九四一年後半の東アジアの運命を決することになったのであった。

ソ連は一九四一年四月一三日の日・ソ中立条約の締結によって、極東での軍事安全保障を得、翌五月にかけて相当大規模な極東赤軍の装甲車、砲兵、戦車隊、空軍等の西方へ向けての移動を開始していた<sup>(3)</sup>。同年四月一〇日と五月二日にソ連がノルウェー、デンマークとの間（四〇年四月九日独軍両国に侵入）に、ドイツの斡旋を得て、それぞれ一九四〇年度貿易清算協定追加覚え書を調印した<sup>(4)</sup>ことで、北欧や、オランダ、ベルギー等の被占領地（四〇年五月独軍オランダ、ベルギー、ルクセンブルグ侵入）を中心に、マルク貨、及びルーブル貨を枢軸とするヨーロッパの総合的清算協定圏の骨格がほぼ完成した。それに松岡の、上の二協定がリンクした形が出来た。

しかし、アメリカが先んじて四一年四月一〇日にグリーンランドに進駐し同地を占領していたことが、この新ヨーロッパ清算協定圏枢軸形成との関係で、地球の反対側の東半球で「蘭印（蘭領インド）問題」の火種を掻き起こすことになった。なぜなら、デンマークの例は、本国の中央金融は独・ソ清算協定枢軸が握りながら、デンマークの準植民地といえるグリーンランドはアメリカの軍事的支配下に陥っていたからであった。それでは蘭印の場合はどうなるだろうか。

松岡の「南方政策」は、まず①、蘭領インド（蘭印：インドネシア）と仏領印度（仏印：ヴェトナム、ラオス、カンボジア）の軍事資源を、日・仏印経済協定と日・ソ通商協定の両協定を使って、中国、及び独・ソ清算協定圏枢軸に流すルートを開拓することを狙ったものであった。または、すくなくとも英米に対して、独・ソ清算協定枢軸が、日本の仲介で仏印に拡張されたと認識させようと狙った。これによって②、蘭印総督ファン・スタン

ケンボルグは、中国での新法幣経済圏に加えて、新たに独・ソ清算協定枢軸に加わった仏印に外堀を囲まれ、蘭印統治法第九三条 — 蘭印の統治権を本国の主権から切り離して代位行使する規定<sup>(5)</sup> — をどちらの経済圏に飛び込む方向で発布するかを、最終的に「個人的」に迫られたのであった。

溯れば、一九四〇年九月二二日の「日仏協定」（日本の北部仏印進駐時）は狭義の「経済協定」を意味していた。フランス政府が仏印に対して関税自主権を許可したことが、この協力に道を開いたのであった。日本の「北部仏印進駐」の主な目的は、蘭印政府の保護貿易にプレッシャーを与え、日本に対して市場を開かせることにあった。仏印・日本間の商業貿易は従来比較的微少であって、日本向け輸出は一九三七年に二億七千万フランに達したのが最高で、日本からの輸入は未だ五千万フランを越えたことはなかった。しかし主要捌き国たるフランスは封鎖され、仏印経済は孤立状態にあった。また日本が購入者たる産物について、アメリカは仏印に対し輸入禁止措置を取っていた<sup>(6)</sup>。

一方、四〇年六月一四日に至って始めて、英・蘭印「通貨協定」が成立し、蘭印ギルダ―はイギリスのポンドに対して七ギルダ―六〇セントになった<sup>(7)</sup>。ちなみに、第二次ヨーロッパ戦争の経過中にフランス通貨は全くその機能を失っていた。蘭印はこの「通貨協定」に基づく物資供給や出超尻によって、戦時下のイギリスやオランダ亡命政府（在英京ロンドン：四〇年五月一五日ウィルヘルミナ蘭女王の政府移転宣言）を援助し得るのであるから、同協定は間接的に軍事協調協定であった。七月一三日に蘭印経済長官ファン・モークが国民参政会議で解説してみせたように、ヨーロッパにおいて母なる市場を失った蘭印は、「通貨協定」によって、スター・リング・ブロック（ポンド貨圏）に飛び込んだのであった<sup>(8)</sup>。

東南アジア・蘭領東インド（スダ群島、モルッカ群島、ニューギニア島の半分等で構成）を統括する宗主国オランダの経済は、フランスを中心とする欧州金本位ブロックの一環に所属していた。そして国内の経済機構は、従来同ブロックを離脱して金本位を停止することは出来ない事情にあった。一九三二年以来、円為替の低落、すなわちギルダ―貨（蘭印）の昂騰状況が起こっており、蘭印は日本その他の為替安国から洪水のように流れ込む商品を懸命に食止めようと試みていた。オーストラリアは四〇年七月二二日、従来許可制を適用していた蘭印を、他のスター・リング・ブロックと同様の待遇に切り替えた<sup>(9)</sup>。

イギリスは同四〇年七月一八日から三ヶ月間、日本の強硬な要求の前にビルマ・ルート

の封鎖に追い込まれた。アジア地域において植民帝国の存続を維持するためのイギリスの決断は、一〇月二五日英インド総督主宰のニューデリー東方会議で明らかになったと世界は観測した。同会議に招集されたメンバーは、インド、オーストラリア、ニュージーランド、南アフリカ、南ローデシア、ビルマ、セイロン、東アフリカ諸国、マレー、パレスタイン、及び香港であった。重要なのは蘭印がゲストとしてすら招かれなかったことであった<sup>(10)</sup>。イギリスは、オランダ女王ウィルヘルミナのロンドンへの政府移転宣言後も、蘭印を運命共同体として公示する立場は取らなかった。

ルーズヴェルト米国大統領の一九四〇年一月三日、アメリカ第七六議会第三期の一般教書は、「諸国の国民は独自の国体を選択する権利を有する。しかしその国体は自由に基づくものでなくてはならず、その自由こそ、合衆国は各国体に必須なものだと考える」、と述べていた<sup>(11)</sup>。この声明は、三百年以上の植民地支配を受けていた蘭印現地住民にとって僥倖の福音に聞こえるものでもあり、また同時に、ロンドンに逃れていたウィルヘルミナの耳にも、植民帝国の国権回復を支援する頼もしい声明に聞こえるという、曖昧な内容のものであった。しかし、ハル米国國務長官が出した、有田八郎外相（米内内閣）の四〇年「四月一五日声明」（いわゆる有田声明）に対する直後の応答声明は、南方情勢の進展に対しては一九〇八年一月三〇日の日米交換公文、及び一九二二年二月六日条約に準拠して対処することを確認するもととしていた<sup>(12)</sup>。つまり、ハルは「ピースフル・プロセス」によるものでなければ蘭印の現状変更は認められないとの立場を示した。一方でアメリカはその後、グリーンランドに続いて四一年七月七日にアイスランドに、次いで一月二四日、蘭領ギアナ（スリナム）に進駐して行ったのであった。

さて、アメリカは、一九四一年四月一三日に日・ソ中立条約が成立すると、五月六日、ソ連向け機械類、中でも特に国防生産に利用され得る工作機械類の全面禁輸を発令した。これによって、先に同年一月二日にはソ連に対して、航空機、その他の部品、及び飛行機製作上の設計図等に対する道義的輸出禁止措置が解除されていたのであったが、米・ソ関係は一気に緊張した<sup>(13)</sup>。しかしその一方でアメリカは、六月一日の日・ソ通商協定の成立を横目で見ながら、六月二五日にウェルズ國務次官が駐米ソ連大使ウマンスキーと会見し、次いで翌七月三〇日には武器貸与局長官ホプキンスをモスクワに派遣したのだった。

一九四一年六月二二日に独・ソ戦争が勃発し、それに伴って七月一二日に英・ソ相互援助協定の締結 — 所謂、チャーチル英国首相の「Grand Strategy」 — （英・ソ軍事協定）によって、スターリン・ソ連首相の自陣営への取り込み — ちなみに、一九四二年三月下旬にイギリス政府は、ソ連の領土獲得要求、戦後のソ連圏の形成に対して承認を与える方針を決定した<sup>(14)</sup> — が実現したのであった。これに歩調を合わせてルーズヴェルト大統領は同月二五日、対日在米資産凍結令を発した。松岡の、日・独・ソ金融圏構想は打ち碎かれるかに見え、対米関係修復に焦る近衛を露骨に牽制する松岡は、七月一八日に第二次近衛内閣の外相職から引きずり降ろされた。

一九四一年七月二五日のアメリカの在米日本資産凍結発令の翌二六日、ルーズヴェルト大統領は仏印を「中立化された国」と見なしてはどうか、と近衛首相に対して提案した<sup>(15)</sup>。蘭印は二七日に日本資産の凍結を発表して二五日のアメリカの措置に追随したのであったが、翌二八日日本の南部仏印進駐決行以降には、大海令第二九〇号が編成した日本南遣艦隊の一段の直接的脅威を受けたのだった<sup>(16)</sup>。八月一日、日・タイ間に一千万バーツのクレジット借款が成立すると、イギリスはタイ国に対して即座に支払い凍結令を実行した<sup>(17)</sup>。これはタイ国が改めて円貨清算圏に加入する徴候を見せた動きであり、仏印

を含めた円貨清算圏はいよいよ、英領ボルネオ、英領マレー、香港、上海共同租界、英領ビルマ、フィリピン、英領インド、そして蘭印との対立関係を鮮明化したのであった。ちなみに、その後タイ国の中央銀行の設立案は、四二年四月一四日タイ臨時議会を通過した<sup>(18)</sup>。同月二一日円・バート貨等価関係形成、同一二月一〇日業務開始、同行の資本金二千万バーツ、同総裁はウィワタナチャイ殿下であった<sup>(19)</sup>。同一二月一二日、タイ国緊急通貨法、緊急銀行取り締まり法が施行された<sup>(20)</sup>。そして翌四三年五月二日、日・タイ間に円清算協定が成立した<sup>(21)</sup>。

一方、一九四一年六月二二日の独ソ決裂以後、マルク・円清算圏枢軸は、一月二五日のベルリン防共新議定書で確認された。調印国は、日、独、満、中（南京純正政府）、ハンガリー、スペイン、ルーマニア、ブルガリア、フィンランド、スロヴァキア、クロアチア、デンマークの諸国であった<sup>(22)</sup>。

さて、八月一四日にルーズヴェルト・チャーチル両米英首脳「大西洋会談」があり、この時すでに、補給物資を満載した多数の船舶がソ連に向けてアメリカを出港しつつあった。同日発表の「大西洋憲章」は、英米両国の「完全な経済的協力」を謳い上げた。また、同月二五日には英・ソ両軍のイランに対する共同進駐が実行され、中東唯一の自前発券銀行（一九三〇年イギリスからイランが二〇万ポンドで権利を回収した）のメリエ・「ナショナル」銀行が消滅した<sup>(23)</sup>。

九月初頭に、米国「ハリマン・ミッション」の訪ソに先駆けて英米協議の場が持たれた<sup>(24)</sup>。それは、四一年三月一日、アメリカ議会で（Lend Lease Act : アメリカ国防促進法）が採択されており、九月に同法適用についてソ連除外案が否決された<sup>(25)</sup>ことを踏まえた動きであった。なお、ハル米国國務長官はこの「ハリマン・ミッション」に関して、英国側も決して war supply の語句を使用しないよう、イーデン英国外相に注意を促した<sup>(26)</sup>。同年五月二九日のモロトフ外相の訪米の動きにもかかわらず、七月一三日、ソ連は情報局次長ロゾフスキーの口を通じて、同国は日・ソ中立条約を相変わらず遵守すること、前一二日に締結した「英・ソ相互援助協定」は第三国（つまり、日本を想定）と締結した条約的義務（つまり、日ソ中立条約、日ソ通商協定）と両立する、と発表していた。これはすなわち、英・ソ「大同盟」は日中戦争を除外するという意味を持つ声明であった。ループル清算圏は、マルクとは決裂したが、円貨とはグレー・ゾーンであり続けたのである。

前年の一九四〇年からノモンハン停戦協定（一九三九・九・一六）後の日・ソ関係調整会議が続いていたが、四一年一月から会場を満州国ハルビン市に移して国境線の画定に至った。また、平行して同一月四日、東京において満州国代表立ち会いの下、興行銀行総裁から駐日ソ連大使スメターニンに、満州国側の受け取り分の約一三〇万円を控除した五百八〇万九五六五円の小切手が手渡され、東支鉄道（北鉄）譲渡問題が処理されていた<sup>(27)</sup>から、日本側はソ連の取り分四〇〇万円分が日・満物資の購入に当てられるであろうと目論み（翌四一年五月二一日実現）、漁業取り決めを始め日・ソ通商関係の進展（同六月一

一日協定調印)と、ソ・満関係の定着化を期待していたのだった。

さて、四一年一〇月一日から発動された「英・米・ソ武器貸与合意議定書」の合意の下にモロトフ・ソ連外相、ハリマン米国特使(アメリカ駐ロンドン武器貸与連絡官)、ビーヴァブロック英国国務相の三者がモスクワで確認したそのリストには、とりあえず一九四一年一〇月一日 — 一九四二年六月三〇日までの期間の、膨大なアメリカの対ソ武器支援項目が載っており<sup>(28)</sup>、それらはアメリカのイギリス向け ear mark を振り替えて実施されることになっていた。十一月六日に、ソ連向けにアメリカの武器貸与法に基づく一〇億ドル借款契約が締結された。それは四二年六月一日の米・ソ新経済協定 — 「米・ソ相互援助協定」(Grand Alliance)に繋がるものであった。同日米ソは清算方式に合意し、米・ソ間の清算経済圏が確定した。なお、この時点でもソ連の立場は、日中戦争については圏外に置く、とするものであった<sup>(29)</sup>。アメリカは同六月二日には中国・重慶政府(六月一日宋子文合意)と、二三日にはイギリスと清算協定を成立させた。

一九四三年一月二五日米国武器貸与計画局長ステュニアスの議会報告によれば<sup>(30)</sup>、アメリカは四一年度に八二億五千三百万ドル、四二年度に七〇億九百万ドルの武器貸与を行ったのであり、また四二年一〇月二三日の同人の報告では、武器貸与法に基づく対ソ輸出はイギリス向けと同額、総額の三五パーセントだとあるから、乱暴に概算すれば、ソ連は二年間でアメリカから約五三億四千百七〇万ドルの軍事支援を、ウラジオストック・ルートをも利用して受け取ったと見積もられるのであった。

## 2. 上海経済の破綻と「法幣委員会」一般特許(58)～(61)

一九三九年三月二九日、英米両国の資金注入を支柱として、香港に「(旧)法幣安定(外匯平準)委員会」が誕生した。そのBoard(理事会)は中国側三名、英国側一名、アメリカ側一名の計五人からなり<sup>(31)</sup>、それに伴って旧来の英国の「基金運用委員会」は解散した。同・新委員会の目的が、北京・中国連合準備銀行発行の連銀券(新法幣)の駆除 — には南京・中央儲備銀行発行の儲備券(新法幣)もターゲットに加えることになる — にあったことは明らかである。

「法幣安定委員会」は、一九四一年七月二九日 — それはアメリカが日中両国の在米資産を凍結した二五日から四日後で、日本の南部仏印進駐の翌日であった — から、上海の特定外国銀行に対して「一般特許」(general license)第58、59、60、61号を送付したのであった<sup>(32)</sup>。

「一般特許」第59号の送付は、在中国の、英米系銀行六行、サッスーン財閥(上海のユダヤ資本)系三商社、Chartered Bank of India, Australia & China(英領インド、オーストラリア本拠地の銀行)、Moscow Narodny Bank(ソ連系銀行)、蘭印系銀行のNederlandsche Indische Handelsbank、Nederlandsche Hand-

el Maatschappij宛てに送付された。なお、八月一八日に第58号が英米系及び蒋介石系九行に送付され、また第60号は中国中央銀行（重慶政権）、第61号は中国、交通、中国農民の三行宛てであった。

つまり、「法幣安定委員会」は、圏内為替取引許可銀行を合衆国、米大陸共和国、英帝国、ソ連、中国・重慶政府支配地、蘭印の六地域に限ったのであり、その措置には、日英通商航海条約、日印通商航海条約、日緬（ビルマ）通商航海条約の破棄、ニュージーランドの対日最恵国待遇廃止、蘭印の日・蘭印金融協定の停止及び日本資産凍結措置が準じた。

「法幣安定委員会」は一九四一年八月一八日、次いで「公定為替相場」（official rate）を公表し、輸入為替に対してカバーを供給することにしたが、その結果は却って上海経済に大破綻を生じさせたのだった。すなわち、特徴的には、上海の為替相場が公定相場と闇相場に極端に二分化し、甚だしい混乱状況に陥った。

このアメリカの「法幣安定委員会」での意図は、七月四日の日・仏印経済協定（横浜正金・インドシナ銀行：五月六日の経済協定の調印）に対抗する金融基地を上海市場に構築し、円貨経済圏を破壊しつつ、ソ連、蘭印を英米経済圏に編入することであった。四月二五日の宋子文・モーゲンソー協定に基づいてこの時にアメリカが設定した新平準（安定）基金枠は、重慶側供出と見立てられた二千万ドルに、アメリカが一九四〇年一月三〇日に輸出入銀行を通じて追加借款に応じた五千万ドルを加えた、計七千万ドル枠であり、輸出ビル集中制の下で、アメリカは上に述べた一四特許銀行を通じて、当時一千万米ドルが存在すると観測されていた上海市場にその七千万ドルを投入したのであった<sup>(33)</sup>。

上海市場を中心に、物資の不足に対して異常な資金（アメリカの新平準〈安定〉基金）の供給があった訳で、その結果投機資金が商品にまで及び、盛んに買い渋り、売り惜しみが起こった。上海の物価は甚だしい暴騰を示した。アメリカの介入直後に香港・匯豊銀行の法幣中央建値相場は、八月一八日上海海関調べでは対英ポンド三ペンス一六分の五、対米ドル五ドル三二分の一、即ち対英「三ペンス割れ」の危機にあった<sup>(34)</sup>。四一年一〇月末には二ドル一六分の一に法幣が大崩落した<sup>(35)</sup>。アメリカのほぼ無制限といってもよい上海市場での法幣調達は、百元当りの兌換で三ドル三二分の七の濡れ手に粟の利益をアメリカに上げさせた<sup>(36)</sup>わけであった。

しかし、上海市場の凋落ぶりは対照的に劇的なものであった。典型的には一九四〇年度全中国入超四二三〇ポンド中、上海市場の占める割合は四六パーセントであったが、四一年度は形勢を一変して、全中国入超五〇六〇万ポンド中、三〇・四パーセントに過ぎなくなった<sup>(37)</sup>。このことは、上海経済の「枯れ死状況」と、日中戦争下の重慶政府が最早主権政府として為替統制能力を決定的に失ったこと、従ってその支配地域においてすらもインフレ統制能力を失ったことを示していた。

一方アメリカは上海で、中央銀行（重慶政府）貸し付け資金の形式として、一千九百一十一万七千ドルを（旧）法幣六千五百萬元の形で保有した<sup>(38)</sup>。だがこのうち為替利鞘資金が相当にあったことが当然に推測されよう。こうして在来の上流流動ドル高のほぼ二倍

の額をアメリカが上海で自由に動かすことになった訳であり、重慶経済は今やほぼアメリカのコントロール下に入ったといえた。先に七月一日、ウェルズ米国務長官は、アメリカの従来 of 連続的対中国借款政策にもかかわらず、アメリカは今、蒋介石（重慶）政府に対する援助を特に強化しようとは思っていない<sup>(39)</sup>、という旨の声明を発表をしていたが、正にその言葉通りアメリカの対重慶政策は同年秋、自らの手で上海経済の葬式を執り行ったのであった。

ルーズヴェルト米政権は、四一年六月二二日の独ソ開戦以後、今やソ連を敵に回した三国同盟と対決する立場上、連合側側の盟主としてなんとしても上海共同租界を放り出すことは出来なかった。しかし、アメリカには上海経済を救い出す何の賢明な方策も見つけられず、しかもアメリカは世界の衆目の前で、上海経済を死の淵に一気に引きずり出した当事者としての自分の姿を晒していたのであった。

### 3. 小林「商工省令第六六号」の限界と計画経済への傾斜

一九三九年九月一八日、阿部内閣は「価格統制令」の施行を決定し、同令は翌一〇月二〇日から実施された。しかし、日本国内における物価が九月一八日のラインに釘付け固定されたことによって、逆に円ブロックへ向けた物資の逃避に一段と拍車をかけることが懸念された<sup>(40)</sup>。そこで円ブロック向け輸出に対して強制的な歯止めをかける必要が生じ、商工省は九月二五日からそのための規制の実施を行った。その後輸出組合との間に、調整品目をめぐって様々な攻防が続いた。

ところが、この円ブロック向け輸出調整政策の一方で、円ブロック現地での価格統制政策が一向に進展していなかったために、日本内地の物価は「価格統制令」で強制的に抑制されていた一方、満州国、関東州、中国における物価上昇が甚だしく、その物価の乖離を利用して法外な利益を上げようとする円域輸出が、却って拡大したのであった。

この不合理状況を処理する狙いで、第二次近衛内閣は四〇年七月二二日、商工大臣に小林一三を起用したのであった。小林は八月一日に採択された「経済新体制確立要綱」に準拠し、その八ヶ月余りの短い任期中を、軍票の対（旧）法幣六〇円相場を維持しながら国内の民間産業力を保全するべく奮闘したのであった<sup>(41)</sup>。陸軍は「中間内閣排除」、「強力新政治体制推進」を標榜し、七月一六日首相官邸において後任得難し、との最後の態度表明を行い、七月一八日、航空総監・東條英機が第二次近衛内閣陸相に就任していた<sup>(42)</sup>。一九四〇年八月一日の「基本国策要綱」（経済新体制確立要綱）と、同一一月三〇日の汪兆銘・南京純正政府承認を合わせ、軍票価値維持をめぐる政策の成否は、近衛内閣の軍との優劣を決する課題になって行った。

小林は九月一三日に蘭印会商に出向く直前の八月二七日、商工省令第六六号「関東州、満州国及ビ支那ニ対スル貿易ノ調整ニ関スル件」を公布し、九月二日から実施した。同省令の円域輸出調整効果によって円域輸出の旨み全くは一応消失したのであったが、しかし今度は、現地側からの対日輸出期待が噴出することになった<sup>(43)</sup>。



何が起こっていたかということ、円域である満州国、華北、華中等の物価上昇のアンバランスによって、物流の玉突き現象が生じたのであった。まず、日本円とそれぞれパー関係にある満州国幣（国幣）と華北・中国連合準備銀行券（連銀券：新法幣）の流通地域において、物価の乖離を原因として、満州国の物資が機械的に華北に流出した。また、同様の関係は関東州と華北の間にも生じた。日本の為替政策は「日・満一体」の立場を取っていたが、満州国において低物価政策が徹底すればするほど、華北との物価格差が増大することになり、それは結果的に日本物資の華北への流出を後押しするというジレンマを引き起こしたのだ（44）。また、満州国の物資は、熱河省、興安北省等を通っても華北に続々と密輸出され、そのため満州国内に流通する連銀券は遂に数百万円に迄達した。そこで一九四〇年六月一五日、満州国は国内における連銀券の流通禁止を断行する事態となった。

また次に、華北には、満州に出稼ぎに出た苦力（クーリー：非専門職労働者）からの年一億元に上る送金流れ込み、元々生産力が低迷して、また奥地の共産勢力地域へ相当な物資が流失していたところへ、連銀券の膨張と購買力の増強が加わって華北の物価を一層引き上げた。従来華北においては、連銀、朝鮮銀行（朝銀、または鮮銀）、横浜正金銀行（正金）は、日銀券、鮮銀券、（満州）国幣、蒙疆券等にパーで兌換に依っていたのであったが、これも六月一五日から以後、連銀券一本化措置を取った（45）。

なお、比較的物資が豊富であった華中では、四〇年四月一八日から移輸出に対して五千円以上の為替取組みが許可制になっていた（46）。しかしながら、華中地域には別の問題が発生したのであった。華中では、一九三九年一月一日から、日本軍が占領していた地域 — 南京から漢口にかけての揚子江上流地域、及び上海の日本人地帯 — で全域の日銀券が回収され、軍票流通地域になっていた。たてまえ上軍票は日本円とパー関係を有した。従ってその対外価値は二三ドル一六分の七であった。四〇年四月末当時を例に取って法幣との為替関係を指標上で見れば、日本円一円は一シリングニペンスであり、法幣一元は四ペンス八分の一、法幣百元は軍票三四円の為替比であった（47）。つまり法幣百元は当時約八ドル見当だったのであるが、先に見たようにそれから一年半後の翌四一年一〇月末には二ドル一六分の一（実質三分の一以下）に劇落したのであった。

これによって当然華中においては軍票の騰貴が起こったが、その陰では満州国の対日輸出余力が伸び悩み（48）、その反面、三九年段階で一二億九千万円に上った対満、中国の一方的出超状況が、そろそろ日本の遊休生産力の枯渇を齎していた。その様な状況にあったため、三九年には日本の産業資本の内、未だ七七パーセント（九五億六千八百万円）を占めていた証券資本（49）が、欧州大戦の影響で世界貿易がシュリンクした中で高度国防国家建設を目指す日本軍部及びその同調勢力に狙われる事になった。それは、拡充産業（利潤を生み出す産業）を何とか守ろうとする小林商工相と、三九年以降の「金融新体制」下で物動、貯蓄、公債消化、生産拡充、対満投資のすべてを「統制」しようとする（50）革新官僚たちが集結する「企画院審議室」との対立、特に小林による商工次官・岸信介の更迭として公に露見したのであった。小林の観点によるならば、産業・貿易政策の柱は第一

に、余剰生産は日本及び円圏新政府の貿易統制、あるいは為替管理の下に、第三国向け輸出を積極的に図って外貨を獲得する方向に向ける、とする。しかし一方、軍部及び革新官僚の観点に立てば、三九年レベルで年総額六〇億円あった民間計画資本（当年産業資本投資の六三パーセント）の資本比率を更に引き上げ<sup>(51)</sup>、統制経済の手法による産業計画資本化の加速化によって、円系経済圏からの戦略資源の対日輸出の効率的引き出しを導こうと考えたのであった。

軍票と（旧）法幣とのパー関係に、新法幣（連銀券）もまた等価に置かれていた。また、中央儲備銀行（儲備）券（新法幣）も同じく等価であった<sup>(52)</sup>。一九四一年八月一八日、上海経済にいよいよ法幣の崩壊（三ペンス割れ）が迫る<sup>(53)</sup>と、その後理論上は軍票の騰貴の予測があったが、実際には限度を超えた法幣の紙屑化は軍票の法幣による価値保証の喪失でもあり、小林、河田烈・蔵相、兼務臨時商工相らの推進した貿易調整策（商工省令第66号）では、軍票価値を持ち堪えることが出来なくなったのである<sup>(54)</sup>。困窮情勢への推移を読み込んでいたか、近衛第二次政権は四一年四月四日時点でいよいよ、その商工相を、軍人出身ではあるが穏健な性格の豊田貞次郎海軍大将に切り替え、軍部とのギリギリの調整を図っていた。しかしその後、一九四一年八月三〇日、第三次近衛内閣では東條への繋ぎとして軍部から乗り込んだ左近司政三商工相が「重要産業団体令」を發布して、日本経済は本格的な計画産業主体に切り替えられ、更には東條内閣（一〇月一八日成立）の登場によって、復活した岸信介・元次官は商工相として、十一月四日、国家総動員法第九条を発動し、「貿易統制に関する勅令」の發布による輸出の振興と輸入の確保を図ったのである。

#### 4. 「六月二一日米国案」と「ハル・ノート」の距離

第三次近衛内閣が一九四一年七月一八日に誕生したが、近衛が彼の最終政権の外相に前商工相の豊田貞次郎を抜擢したことは、近衛の対米外交のスタンスが何よりも中国の為替問題を重視することにあることを物語っていた。つまり、上海経済の混乱收拾を中心にアメリカと交渉しようとしたのであった。ここで上海経済の現状を改めて見てみれば、上に見たように米国の失策によって上海経済は混乱の極致に至り、アメリカにはまったく打つ手がなかった。近衛は法幣救済に手持ち切り札を持たないままのルーズヴェルトと、野村吉三郎大使を介して（四一年四月一六日以来）、外交ゲームのテーブルに差し向かっていたのである。

一方で近衛が東條英機を陸相に継続任命した意味は二つあった。第一に、軍票価値喪失危機への対処において、新外相として近衛の意を戴して働こうとする前商工相・豊田貞次郎を、軍取り纏め役の立場から東條にサポートさせる、ということであり、第二には、三国同盟実質離脱発表のタイミングを、軍代表としての東條に判断させることであった<sup>(55)</sup>。三国同盟実質離脱という交渉カードは、アメリカによる蘭印保障占領（デンマーク・モデル）の名分を与えない有効なカードだと考えられた。

さて、先に一九四一年七月一二日、第二次近衛内閣連絡懇談会（大本営・政府連絡会議を改称）は、「六・二一米国案」に対する同内閣の立場を確認する内容のものであったが、三国同盟を堅持、南方武力行使を留保することで一致していた。この「六・二一米国案」でアメリカは、日本に対しては、同月一四日の在米独伊資産凍結とは明らかに別扱いにしており<sup>(56)</sup>、

①、フィリピンの中立、②太平洋における経済活動（中国を含まず）の安全、を求めていた。なお、③、付属追加書は、中国領土からの「出来ル限り速ヤカナ撤退」を要求していたが、外交交渉上は「速ヤカ」とは確定期限を定めぬということであるから、この段階では、その後、アメリカ側の嫌う松岡洋右を内閣から外す措置などが取られ、日米間に交渉妥結の土壌があった。

ところが、奇しくも同七月一二日に、英・ソ間に「Grand Strategy」（英・ソ軍事協定）」が実現した。これによって日米交渉の枠組みが全く一変したことは見落とされてはならない。松岡外交が四一年五月日・仏印経済協定段階に想定した「南方」清算圏構想が揺らいだのであった。六月二二日の独・ソ戦開始によってソ連がマルク清算圏とのリンクを切っていたため、「南方」から中国、日本、ソ連を経由してドイツ清算圏に至る連結的経済圏が閉塞してしましたが、さらに「Grand Strategy」によって、特に新たな英・ソ経済提携関係を獲得した英領植民地、およびそれに連動する蘭印が英米経済圏として相対優位に立つことになり、それに囲まれた縁辺タイ経済が孤立化する脅威を受ける事態になった。

第三次近衛内閣下、七月二八日の日本の南部仏印進駐は、端的には七月一二日の英・ソ軍事協定、七月二五日のアメリカによる対日在米資産凍結令公布を受けて、同月七日のアメリカによるアイスランド進駐方式（この場合、あらかじめ主権国家との交渉を経ているので、同年四月一〇日のデンマーク・モデル〈主権国家の承認なし〉より穏当であった）に則って決行されたのであった。七月二九日、南部仏印の「完全基地化」を狙った「日・仏印共同防衛協定」が加藤外松特命全権大使、ダルラン・フランス政府代表間に締結された。

アメリカは次に、一一月二四日に蘭領ギアナに進駐し、蘭印の保障占領を日本に強く臭わせたのであったが、しかし、七月二日「情勢ノ推移ニ伴フ帝国国策要綱」（南部仏印進駐決定）の枠を超えて日本が蘭領に踏み込まない限り、「抗堪能力（海戦持久力）はおおむね一ヶ年半<sup>(57)</sup>」と日本海軍自身が算定した日本に対して、アメリカは蘭印保障占領<sup>(58)</sup>、対日開戦の大儀名分を持たなかった。加えて、ルーズヴェルトは四〇年彼の三期目の大統領選挙キャンペーンの最中に、共和党候補に対抗するためアメリカが戦争に絶対不介入の立場を取ることを公約していた。しかしながら一方、上海経済はほぼ瀕死状態であり、「法幣安定委員会」一般特許第58～61号の発動後、ヨーロッパ宗主国の東南アジア植民地圏、及び東アジアが二つの清算圏に分割された中で、アメリカは最早有効ないかなる救済手段も持たなかった。

四一年一月二〇日、東條内閣・東郷茂徳外相の意を帯びた野村吉三郎大使と来栖三郎大使がハル國務長官に提出した日米暫定協定案（乙案）を、ハルは極秘のマジック電を通じて日本側の最終案だと認識していた<sup>(59)</sup>。日本側としても、アメリカの資産凍結令に法幣の大崩落が追い討ちをかけた状態によって、中国の為替を維持する限界状態に近づいていた。

乙案の内容は、日本が南部仏印から撤退し、かつ、北部仏印の兵力水準を南部仏印進駐前の状態に戻すこととし、そして第四項の二において、東條は遂に最後の切り札として三国同盟の実質離脱を表明していた。今や「独・ソ・リンク」を失した円貨清算圏であってみれば、東條は乙案ならアメリカは脅威を払拭する筈だと考えたであろうが、実はアメリカは四一年一〇月一日からの「英・米・ソ・武器貸与合意議定書」発動によって、イギリスに送るべき武器支援の大部分を今後は早急にソ連中心に発送する決断を下していた<sup>(60)</sup>、と推測出来る。この政策転換によれば東南アジアの英領植民地の安全保障が当然圧倒的に手薄になることが見込まれていたのであり、蘭印は一応当面英米経済圏に留まるとはいえ、相変わらず北部仏印からの日本の威圧を受け、しかも目に見えて悪化して行くであろう英経済圏の中では、蘭印がいつまで留まっていられるか確信が持てなかったのである。

ここでイギリスのマレー半島における支配構造を見れば、英領（クラウン・コロニー）はマラッカ海峡の東の入り口に当たるシンガポール島と、西の入り口のピナン島、そしてその中間のマラッカなる古い町の三ヶ所に過ぎなかった<sup>(61)</sup>。この三ヶ所を「海峡植民地」と称した。その他のマレー半島の大部分は地図上では英領に色分けされていたが、実際には九つの王国に別れており、そのうち四王国は英国駐在官が駐在する保護国、他の五王国は表面上独立国であるが英国が総顧問を派遣し、英国との条約に基づいて指導を受ける立場であった。つまり、英国のマレー運営の安全保障は、シンガポールの海軍駐留兵力のみに頼っていたのであり、蘭印の安全保障も基本的に英海軍に全面的に依存していた。従って、一〇月一日からの「英・米・ソ武器貸与合意議定書」での転回は、英領マレー、及び蘭印を決定的に無力化したのであったが、さりとて、米軍軍艦が東南アジア地域で英領マレーに過剰介入して全面的に現地英駐留軍の肩代わりをすることは、いかにも「ピースフル・プロセス」から外れ、ワシントン体制の一九二一年一月三日の太平洋四カ国条約の取り決め侵犯に当たる恐れがあったのである。なお、ワシントン条約準拠方針は、ハル國務長官自身が四〇年四月、有田声明を受けて発表したアメリカのいわゆる南洋問題（蘭印問題）の解決に対する基本的外交枠組みであった。

ところで、一九四一年一〇月五日「東印度日報」は、重慶政府・王正廷・外交部長（外相）の蘭印問題に対する中国・重慶政府の立場を表明した演説を、次のように伝えていた<sup>(62)</sup>（マレー語版「新報」からの要約転載）。

「中国と南洋の関係は常に平和的にして経済的見地より打ち立てられた祖国、植民地の関係にある。われら（の）華僑は政治的にはオランダ王国の下にあり、経済的には祖国中国の生命線上に立っているものである。そしてこのような関係から蘭印政府及び住民ある

いは敵国に対するわれらの適正なる地位が確立せしめられている。したがってわれらは政府及び蘭印住民に対してわれらの歴史的權益を一層拡大することに努めるとともに、蘭印の敵国に対しては蘭印と一致協力してあらゆる対策に従わなければならない。かくしてわれらはわれらの祖国に重大損失を与えるべき南洋への侵略は絶対に排除せねばならない。」

本声明は、重慶政府が米軍の蘭印進駐をグリーンランド・モデル（四月一〇日）で実行するよう促す立場を明確にしたものであった。

もし仮りにアメリカが日本に先んじて蘭印に進駐すれば、それは反面、日本の南部進駐の定着に口実を与えてしまうことになる。そしてもし、日本のインドシナ半島進駐が定着し、蘭印のアメリカ軍との睨み合い事態になれば、片やフランス政府の同意を得た進駐であり、片や実体のないオランダ亡命政府の委託による形を作るアメリカ軍の蘭印進駐の両者対決状態であるから、アメリカは合法性において完全に劣位に立つのであった。かつ、アメリカの姿は、英米植民地死守勢力の代表であることがあからさまであるから、ヨーロッパ戦線においてアメリカは「民主主義勢力」を代表することが出来なくなるであろう。

一方、インドを支配するイギリスは、一九四〇年一月一〇日に英国インド総督がボンベイ市東洋クラブにおける演説で、（インドに）「早急に（deadlineは意図的に言及せず）ウェストミンスター条例による自治領的地位を付与する」、と述べていた<sup>(63)</sup>から、英領インドの独立運動の進捗の動きに合わせて、仏印における、日ごとに強まる日本の軍事的プレゼンスと独立タイ国の存在が、マレー、蘭印を中心に — それはアメリカにとって、一九三七年で粗原料輸入先の五一・五パーセント、工学機械輸出先の一八・一パーセントを失うことであった<sup>(64)</sup> — 、ひいては東南アジア全域において植民地独立の気運を一気に高める可能性があった。

東條「瀬戸際」外交の最終暫定協定案（十一月二〇日、乙案）は、しかしアメリカによる蘭印進駐をも同時に阻止する狙いを持った提案でもあった。軍事バランスについては、一九四〇年六月一七日に成立したフランス新政府（ペタン政権）の承認を受けた同九月二二日（日・仏印軍事協定）、同二三日（北部仏印進駐）時の状態に戻す<sup>(65)</sup>（「備考」〈一〉：それ以後一〇ヶ月日米関係の争点にはなっていなかった）、とし、さらに日独伊三国同盟（同二七日）の自動参戦（対米を中心に想定）条項を見直す（「備考」〈二〉：実質同盟離脱）というその提案は、アメリカの対日在米資産凍結令（41.7.25）に、継続する名分を失わせるものであった。

加えて、同凍結令は同七月二九日の香港「法幣安定委員会」の発布した「一般特許」第58, 59, 60, 61号シリーズと表裏の関係にあったが、その「一般特許」とは、ソ連、重慶政府を含めていたが、東南アジア領域においては、イギリス領植民地、オランダ領植民地（蘭印）、アメリカ領植民地（フィリピン）に、「英・蘭・米植民地の保護」を目的とした「排他的金融・貿易圏」を形成する機構だったのであり、「諸国の国民は独自の国体を選択する権利を有する」、と述べたルーズヴェルト大統領の四〇年一月三日一般教書演説の、「自由世界の人権を守る精神」に背反していた。

しかし、東條の提案を呑んで対日在米資産凍結令の解除に合意してしまえば、アメリカは蘭印には進駐出来ず、そうなれば、イギリスの駐留軍事力の急速な衰亡と、日本、中国での日貨経済圏、仏印（四一年七月四日、日・仏印〈インドシナ〉銀行協定締結：なお、日本による仏印銀行接收は一九四五年三月九日であった<sup>(66)</sup>）、タイ国の清算圏の成長の前に、「一般特許」シリーズ第58, 59, 60, 61号に基づく東南アジア金融圏の崩壊を座視しなければならず、それはひいては、東南アジアの全「英、蘭、米植民地」が次々に独立する事態に結びつくことが考えられた。

一月二六日、ハル国務長官が日本側に提示したいいわゆる「ハル・ノート」（アメリカ側対案）は日米最終交渉を決裂させたが、その主な内容は、①中国及び全仏印からの日本軍の全面撤兵と、②蒋介石政権以外の中国諸政権の全面否定を要求したものであった。②は、中国における円貨清算圏を全面排除することを意味していた。しかし、ハルによる、この、従来の日米交渉とは突然内容を大きく一変させた「逆提案」の提出が、ルーズヴェルト大統領の事前の了解を得たものであったかどうかは、ハルが戦後ノーベル平和賞を授与された時にも、今日に至るまでも確認されていない<sup>(67)</sup>。少なくとも、当時のアメリカ議会の全く知るところではなかったのである。

以上、本稿における考察から、一九四一年一月二六日の「ハル・ノート」、及びそれを契機に勃発した日米戦争の真の原因は、次のように結論づけられるだろう。

- (1) 「日・仏印銀行協定」（四一年七月四日調印）と「法幣安定委員会」一般特許第58～61号シリーズ（同七月二九日発布）の対決による、東南アジア植民地 — 特に四〇年五月に事実上、宗主権者無主の地となった蘭印をめぐる — 日・米清算圏争覇戦であった。その相克は四一年八月上海経済での法幣大崩落（法幣三ペンス割れ）以来、日米交渉に時間的余裕を与えなかった。
- (2) 蘭印保障占領をめぐる日米「チキン・ゲーム」（相手に最初の一発を撃たせる）の結果であった。しかし、日本の最初の一撃には、出処曖昧な形でアメリカ側の最終案であるかのようにカモフラージュされた「ハル・ノート」の存在があった。日本側は、①一九四〇年一月二六日に失効した日米通商条約と、②「法幣安定委員会」一般特許シリーズの上に「ハル・ノート」を理解した。また、東條首相は、三国同盟からの実質離脱を最後の切り札にした。しかしそのカードは、アメリカ側にとっては、蘭印保全問題が「オランダの自由回復」問題から、東南アジアの「植民地独立」に内容を転ずる危険なカードであった。

アメリカ側は、①一九四一年七月一二日の「英・ソ軍事協定」（Grand Strategy）と、一〇月一日から発動した「英・米・ソ武器貸与合意議定書」成立の立場の上にあった。「ハル・ノート」は、蘭印問題の膠着状態が東南アジアのヨーロッパ植民地全域で独立ナショナリズムへ着火することを、日本に最初の一撃を加えさせることで回避しようとの意志を込めていた。対日在米資産凍結、その裏での「法幣委員会一般特許シリーズ（東南アジア、東アジア世界にお

ける清算圏の二分割を実行)発令以後、アメリカ国務省主導の緊迫した日米外交交渉の詳細、劇的に内容を一変させた「ハル・ノート」の要求内容については、アメリカ議会に知らされていなかった。

注

- (1) 「宇垣外相の辞職と対支機関の決定」『東亜情報』第三〇六号、東亜研究調査局、一九三八年、一九、二〇頁。
- (2) 波多野澄雄「日本海軍と「南進」」清水元編『两大戦開始期日本・東南アジア関係の諸相』アジア経済研究所、一九八六年、二三〇頁。『太平洋戦争への道・別冊資料編』朝日新聞社、三一五頁。
- (3) 『露西亜月報』第八八号、一九四一年、一一四頁。
- (4) 同上。ドイツの清算圏については、石巻良夫「円域における総合的清算勘定」『銀行研究』第四卷五〇号、一九四一年、三二頁。
- (5) 「第二次欧州大戦関係一件蘭印問題」A70018-27、外務省外交史料館。
- (6) 『東亜日誌』2、東亜研究所、一九四二年、六五三頁。
- (7) 同書、一一八〇頁。
- (8) 同書、一一八一頁。
- (9) 小原友吉「蘭印事情」『東洋』一九三五年八月号、一二二頁。
- (10) 『東亜日誌』2、一四一六、一四一七頁。
- (11) 『東亜日誌付録』1、東亜研究所、一九四二年、一三四—一四〇頁。
- (12) 波多野澄雄「有田放送(一九四〇年六月)の国内的文脈と国際的文脈」近代外交史研究会編『変動期の日本外交と軍事』原書房、一九八七年、一四六頁。『東亜日誌付録』1、六〇頁。
- (13) 恒川真一『ルーズヴェルト東亜政策史』高山書院、一九四四年、四一九頁。
- (14) 秋野豊『偽りの同盟：チャーチルとスターリンの間』けい草書房、一九九八年、二七四頁。
- (15) R・パール述『全訳・日本無罪論』日本書房、一九五二年、四六〇頁。
- (16) 同書、三九四頁。
- (17) 『正金週報』第三九号、一九四一年、一頁。
- (18) 「外国銀行関係雑件」E232/5-19、外務省外交史料館。
- (19) 『正金週報』第五〇号、一九四二年、三頁。
- (20) 『正金週報』第五二号、一九四二年。
- (21) 『正金週報』第六二号、一九四三年。
- (22) 『正金週報』第四二号、一九四一年。
- (23) 「外国銀行関係雑件・「イラン」国ノ部」E232・5-14、外務省外交史料館。

- (24) F. O. 371/29573, 371/29564. British Foreign Office: Russian Correspondence.
- (25) 『正金週報』第四〇号、一九四一年、一頁。
- (26) F. O. 371/29573/29574: Russian Correspondence.
- (27) 馬場秀夫「日ソ関係の打開性」『東洋』一九四〇年二月号、六〇頁。
- (28) F. O. 371/29579: Russian Correspondence.
- (29) 'Treaty with Russia' "Economist" 13 June, 1942.
- (30) 沼田英夫「米国武器貸与法の正体」『中央公論』三月号、一九四三年、八九頁。
- (31) 十亀盛次「法幣と英米の外匯平準基金」『銀行研究』第四一卷五号、一九四一年、一九—二一頁。
- (32) 宮下忠雄「資金凍結と上海金融」『大東亜』第九卷一一号、一九四一年、六八—六九頁。
- (33) 井村薫雄「米国の法幣謀略」『外交時報』一九四一年一二月一日、一一頁。
- (34) 宮下前掲論文、七五頁。
- (35) 井村前掲論文、一八頁。
- (36) 宮下前掲論文、七五頁。
- (37) 『正金週報』第四二号、一九四一年、三頁。
- (38) 井村前掲論文、一八頁。
- (39) 宮下前掲論文、八三頁。
- (40) 中井省三「円域物価問題と貿易調整」『改造』一九四一年五月号、三八、三九頁。
- (41) 一九四一年二月一日『大阪朝日新聞』。
- (42) 『東亜日誌』2、一九八一頁。
- (43) 中井前掲論文、三八、三九頁。
- (44) 中井同論文、四四—四八頁。
- (45) 同上。
- (46) 同上。
- (47) 同上。
- (48) 小野清造「資本統制の前進と証券市場」『改造』一九四〇年一〇月号、二〇頁。
- (49) 同上。
- (50) 中村忠彰「金融新体制の諸問題」『商工経済』第一二卷五号、八頁。渡辺佐平「金融統制の進展と銀行の動向」『改造』一九四〇年一二月号。
- (51) 小野前掲論文、二一頁。
- (52) 浅香未起「広域経済の通貨体制」『エコノミスト』第一九卷二四号、一九四一年、三七、三八頁。



- (53) 宮下前掲論文、七五頁。
- (54) 中井前掲論文、三八―三九頁。
- (55) 近衛文麿の三国同盟に対する所感として、同「手記」『大東亜戦争開戦経緯』2、朝雲新聞社、一九七九年、一一八頁。
- (56) 『現代史資料』(36) 太平洋戦争(3)、みすず書房、一九六九年、二八〇頁。
- (57) 『大東亜戦争開戦経緯』2、前掲書、二五頁。
- (58) 同書、六二、六三、六七頁。
- (59) 「ハル証言」『現代史資料』(34) 太平洋戦争(1)、みすず書房、一九六八年、六頁。
- (60) 一九四三年一月二一日TUS通信。
- (61) 立野儀光「海峡植民地について」『東洋』一九三五年八月号、一二八、一二九頁。
- (62) 『東亜日誌』2、一一九〇、一一九一頁。
- (63) 『東亜日誌付録』1、六三頁。
- (64) 『外交時報』一九四一年一二月一五日号、四九、五〇頁。
- (65) 『大東亜戦争開戦経緯』2、前掲書、五三七頁。
- (66) 「大東亜戦争関係一件 ― 日・仏印共同防衛協定及ビコレニ基ク帝国軍隊ノ仏印進駐関係、日・仏印軍事協定関係」A700/9-2-3. 外務省外交史料館。
- (67) 「ハル証言」『現代資料』(34) 太平洋戦争(1)、みすず書房、一九六八年、八頁。「ハロルド・R・スターク海軍作戦部長証言」同書、五一、五二頁等。